

標 題

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

（概 要）

栃木県入札適正化委員会（平成23年度第2回）を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成23年12月9日（金） 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員

委員長	永井 護	宇都宮大学工学部教授
委員	大川 容子	弁護士
委員	斉藤 弘江	建築士
委員	阪口 勉	弁護士
委員	宮澤 伸吾	足利工業大学工学部教授

（委員会 5名 ・ 出席委員数 5名）
- 4 審議対象期間 平成23年4月1日から平成23年9月30日まで
- 5 対象案件

総数	718件		
抽出案件	5件	（内訳）	
		一般競争入札	2件
		指名競争入札	2件
		随意契約	1件

6 議事等の概要

（1）報告事項

①入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。また、苦情処理については、今回は該当しない旨報告した。

②抽出事案の選定理由について

斉藤委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。

（2）審議事項

①「橋梁下部工事 飛駒足利線下宿橋その1（安全道交）」について

- ・ 工事箇所 足利市名草中町
- ・ 県土整備部安足土木事務所発注

②「矢板東高校中高一貫教育校特別教室棟新築工事」について

- ・ 工事箇所 矢板市東町4-8
- ・ 県土整備部大田原土木事務所発注

③「法面工事 宇都宮那須烏山線（23国庫災害・87）」について

・工事箇所 那須烏山市大金

・県土整備部烏山土木事務所発注

④「地すべり対策工事 上柏崎その3（災関砂防）」について

・工事箇所 高根沢町上柏崎

・県土整備部矢板土木事務所発注

⑤「マロニエプラザメインホール天井補修他工事」について

・工事箇所 栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）

・産業労働観光部観光交流課発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められた。

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	電話
監理課			主幹	伊藤 一則	23 88
			副主幹	安部井 工	23 88

第3日曜日は
ふれあい育む「家庭の日」

(別紙)

1 審議事項での主な質疑

(審議案件1について)

- ①Q 工事の目的は下部工を作り直すことですか。
A 橋の幅が狭いため、道路改良工事と併せて歩道付きの橋に架け替えるものです。また、砂防工事も併せ川を拡幅し、橋長をその分拡げる工事です。
- ②Q 優良工事受賞の対象は年間どれくらいですか。
A 知事表彰35件、所長表彰35件、計70件です。
- ③Q 施工計画は文章で書くのですか。また、評価点の配分が高いのであればらつきが出るのではないですか。
A 1200字の制限がある文章です。キーワードを使用し簡潔に要点を抑えて書かれたものが評価されます。概ねよいものとそうでないものが半々位です。3人で審査しますが、それほど評価がばらつくことはないと思います。
- ④Q 施工計画の中身については情報公開しているのですか。
A 施工計画書の中は当然のことながら各企業が自分もっているノウハウを含めて書き加えているところがあり、会社個人の情報という取扱いもあるので非公開としております。評価結果については入札情報システムですべて公表しており、栃木県のHPから確認することができます。

(審議案件2について)

- ⑤Q あらかじめ計画されていた工事だと思いますが、なぜ年度末の補正を組んでいるのですか。
A 教育委員会からの受託工事であり平成24年度開校予定です。教育委員会は新年度予算での工事を予定していましたが、標準的な工期を確保するため逆算すると新年度から事務を始めるのでは開校に間に合わないと判明し、急遽2月補正を組みました。
- ⑥Q 本来は総合評価でおこなう工事ではないのですか。
A 補正関係は、経済対策や災害復旧等ある特定の事情がある場合に限り入札手続きを短縮し、早急に工事に着手することとしており、それらに限り総合評価を併用しない一般競争入札でいいとの通知を出しています。

(審議案件3について)

- ⑦Q 指名選定における経営状況の判断資料はどういったものですか。
A 建設工事請負契約における指名基準及び運用基準に定めがありまして、支払いの滞りや手形取引が停止している場合などには指名しないという決まりになっております。経営の状況が継続できるかどうか判断基準になっています。
- ⑧Q 予定価格は事前公表、最低制限価格は事前公表していない中で、今回の入札は高止まりだが工法との関連はあるのですか。
A 県は工法に限らず土木工事の積算にあたり、積算基準、設計の考え方、標準単価をすべて公表しています。特に二次製品を使ったり、標準的な工事であればある程、積算能力のある業者であれば、標準的な工事の金額は独自に積算していると思います。予定価格の積上げについては業者の方もかなり近い形で積算はしていると思います。
- ⑨Q 主要道路における災害工事であるのに7月発注は遅くないですか。
A 規模が大きく費用もかかるため、土木施設災害復旧事業費の国費を充当しました。申請から認可まで時間を要します。ただ県民の生活に支障が大きい部分においては、国の認可がおりる前に県独自に応急復旧を行い対応しております。

(審議案件4について)

- ⑩Q 災害復旧工事は国庫補助や補正予算の関係で遅くなる傾向があるが、早める努力はあったのですか。
A 震災数日後から現場対応、その後調査、設計、測量等最大限急ぎました。併せて地権者への説明、用地買収交渉を併せて行いました。その後、国との交渉にあたり6月議会の議決を得てから入札手続きに入りました。最速を尽くした結果だと思えます。
- ⑪Q 工事名にその3とあるが、ここだけでなく、その1、その2とあるのですか。
A あります。この工事が全体の3分の1です。地割れが生じたため、それぞれ現在一斉に工事に入っています。

(審議案件5について)

- ⑫Q 随意契約の理由の地方自治法施行令第167条の2第1項第5号はどういったものですか。
A 緊急の必要により競争入札に付することができないときです。

⑬Q 業者を決めるうえで議論はありましたか。

A 指定管理者と話し合いを持ち、この施設を建設した業者であり、通常から数多くの修繕工事もしており、緊急にまさに対応できるのであれば適任だろうということになりました。

2 その他

次回の審議案件抽出は、阪口委員が担当することになり、6月に開催する予定となった。